

ミニ公募債

{

平成22年度は、91団体、2,441億円発行

- ・特定目的のために、地域住民に限定して債券発行
- ・発行年限は5年債が主流
(理由として、購入者に占める高齢者の割合が高いことなどが指摘されている)
- ・発行額: 都道府県平均60億円、市町村平均5億円
- ・国債利率を基に上乗せ金利を設定していることが多い
- ・窓口販売方式と抽選販売方式がある

窓口販売方式

【メリット】

- ・事務負担が少ない

【デメリット】

- ・先着順となり購入機会が減少

抽選販売方式

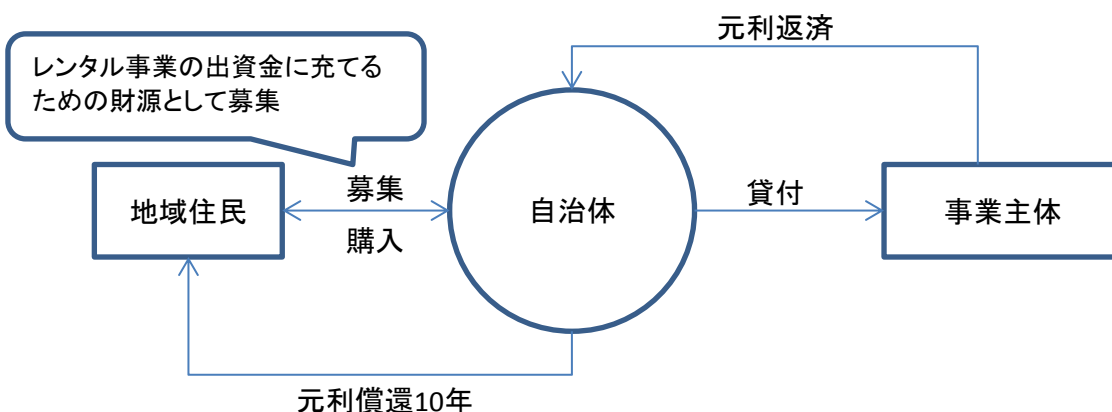
【メリット】

- ・購入機会の公平性確保

【デメリット】

- ・事務負担が多い

レンタル事業におけるミニ公募債の活用イメージ



自治体が市民ファンドの役割を果たすイメージになるが、既存ファンドとは以下の点で違いがある。

- ① 満期まで保有すれば、元本が保証されている
- ② 100%地域住民の資金が調達できる
- ③ 公的事業としてのアピール力がある

【課題】

- ・公募債発行に係る事務処理
- ・発行額の規模感
- ・発行年限の設定と事業収支見込み
- ・公共事業としての位置づけ など

【参考: 高知市龍馬債(H15年12月)】

- ・目的: 坂本龍馬生誕地周辺整備
- ・発行総額: 3億円
- ・利率: 年0.79%(税引き後利回り年0.632%)
- ・利払日: 年2回(6/25、12/25)
- ・償還条件: 5年満期一括償還
- ・券面の種類: 10万円券、100万円券
- ・購入限度: 一人当たり10万円単位で100万円
- ・応募条件: 20歳以上の高知市在住の個人